

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

家屋を取り壊したら

登記あり家屋

法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会 愛知主管事務所 小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

家屋調査にご協力を

令和6年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和7年度から固定資産税の課税対象となるため、対象の方に家屋調査の依頼文書を順次発送しています。

これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査は、家の中に入らせていただき、建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎ 95-1113



草刈時・清掃時には、ご理解、ご協力をお願いします

町内では、住民の皆さんが「家の前を流れる川を自分たちでもっときれいにしたい」などの思いから、それぞれの地域で団体を構成し、会員相互の親睦を図りながら、地域で開催される祭りなどのイベントに合わせ、川や道路、調整池の草刈り・清掃を実施しています。

通行等にご迷惑をお掛けする場合がありますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問合せ先 維持管理課

☎ 95-1615



活動場所	活動団体
矢戸川	矢戸川をきれいにする会
五条川	河北クラブ・上小口倶楽部・中小口倶楽部 大口環境を守る会・わくわくおおぐち21・ みんなの清流会
巾下川	二巾会
境川	境川の環境を守る会
町道小口線	大口環境を守る会
町道柏森大口線	悠遊のたの
余野1・2号調整池	大口環境を守る会
奈良子川調節池	大口環境を守る会
尾張広域緑道	Genki 森もり

